

# 県環境公共アクションプラン

## 第1章 環境公共アクションプランとは

### 1 趣旨

環境公共アクションプラン(以下「アクションプラン」という。)は、平成20年2月に策定した「あおもり環境公共推進基本方針」(以下「基本方針」という。)に基づき「環境公共」を実施するに当たって、農林漁業者、地域住民、関係団体、市町村、県などの関係者が取り組む活動の具体的な内容や手順を示したものであります。

本アクションプランを基に、地域の協働を促進しながら、山・川・海を一体的に結んだ取組を進めることで、消費者が求める安全・安心で優れた農林水産物を育む「きれいな水」の維持・確保と農林水産業の生産基盤の強化を図り、県の重要な政策である「攻めの農林水産業」を支えていきます。

その際、取組成果等の情報発信などを通じて、「環境公共」に対する県民の理解を促進していくことが、「環境公共」の普及・定着に当たって重要となります。

なお、アクションプランの適用に当たっては、各地区の諸条件が異なることなどを考慮して、地域自らが考え、地区の特性や事業の内容等に応じた様々な創意工夫を行いながら弾力的に運用するものとします。

### 2 内容

アクションプランは、「環境公共」の各段階における具体的な進め方などを取りまとめた「実施手法の手引き」、平成26年度から平成30年度までの5年間において目指すべき「環境公共」の定着度合の目標値を設定した「実施目標」を内容としています。

また、「参考資料」として、平成23年度に設定した県内10地区の環境公共モデル地区の取組事例等を掲載しています。

### 3 適用範囲及び適用時期

アクションプランの適用範囲は、「基本方針」に定めるとおり、原則として県が事業主体として行う農林水産部の全公共事業とします。(ただし、緊急を要する災害復旧事業などを除きます。)

また、アクションプランの適用時期は、平成26年度からとします。

## 第2章 実施手法の手引き

「実施手法の手引き」では、「基本方針」に基づき「環境公共」を実施するに当たって、関係者が取り組む活動の具体的な内容や手順を示すものであり、各地区的状況や事業の内容に応じて弾力的に運用するものとします。

### 第1節 「環境公共」における新たな手続きと体制

#### 1 新たな手続きと体制の必要性(農村集落を例として)

「かつての集落」では、集落の構成員が主として農業者であったことから、農業者のリーダーが他の農業者に呼びかけることによって、集落としての合意形成が容易でした。

しかし、「現在の集落」の多くでは、混住化が進み農業者以外の人々が増加した結果、農業者を主体とした組織は集落組織の一部となっており、農業者だけによる合意形成は、必ずしも集落全体の合意とはならなくなっています。

こうしたことから、農業を行う上で生産基盤や生活環境に係る課題を解決するために必要な事業を実施するに当たっては、発意者としての農業者は、他の農業者に呼びかけ合意形成を図るとともに、集落内に住む農業者以外の人々も含めた、集落としての合意形成を図っていくことが必要となります。

さらに、現実に事業を実施するためには、地域で活動しているNPOやボランティア団体、農協や土

地改良区といった農業団体、市町村や県といった行政機関などとの協力・連携が不可欠であり、集落内の合意形成と併せて、関係する団体等への働きかけも必要となります。

そのため、「環境公共」の実施に当たっては、従来の公共事業に必要な手続きに加え、多様な価値観を持つ人々が、事業の各段階に参加できるようなシステムとして地区環境公共推進協議会(以下「協議会」という。)を設立し、構想から工事実施の各段階で参加、協議、連絡調整を行うほか、事業完了後においても維持管理や環境の変化などについてのモニタリングを行う手続きを追加することとしました。

また、協議会の規模は、集落機能の回復を通して地域力の再生を図るという観点から、合意形成の最小単位としては集落を想定していますが、取組の内容によっては、他地区と連携又は一体化し、より広い範囲となることもあります。

## 2 新たな手続きの概要

区分	新たな手続き	《参考》従来の手続き
構想段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農林水産業を行う上で生産基盤や生活環境に係る問題や課題がある場合には、その解決のために必要な事業を実施したい(してほしい)という農林漁業者の発意があります。</li> <li>② 農林漁業者が地域住民などの関係者に対して事業への参加を呼びかけ、協議会を設立します。</li> <li>③ 協議会は「事業構想」を策定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農林水産業を行う上で生産基盤や生活環境に係る問題や課題がある場合には、その解決のために必要な事業を実施したい(してほしい)という農林漁業者の発意があります。</li> </ul>
計画段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 事業実施者は協議会の参加の下、「環境に係る調査」を実施します。</li> <li>⑤ 事業実施者は「環境に係る調査」の結果を協議会へ報告します。</li> <li>⑥ 事業実施者は協議会と協議しながら、「環境公共推進計画」を作成します。</li> <li>⑦ 事業実施者は「環境に係る調査」結果と「環境公共推進計画」を事業計画へ反映させ、事業計画策定の手続きに入ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 農林漁業者の意向を受け、県などの事業を実施する者が事業化、すなわち事業計画策定の手続きに入ります。</li> </ul>
実施段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 「環境公共推進計画」を設計や施工方法へ反映させます。</li> <li>⑨ 事業実施者は、協議会の参加の下、連絡調整を図りながら施工時の検証(モニタリング等)を行い、必要に応じて設計・施工を見直す等順応的管理を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 県などが受益農林漁業者の具体的な要望を反映させ、関係者や関係機関と協議・調整をしながら、設計し工事を行います。</li> </ul>
日常の維持管理段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑩ 協議会は、維持管理や環境の変化などについてのモニタリングを実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 事業完成後の日常の維持管理については、農林漁業者が行います。</li> </ul>

## 3 新たな体制(協議会)の概要

農山漁村では混住化が進み、何かの事業を行う場合、それが農林水産業に係るものであっても、その事業の影響は農林漁業者以外の人々にも及ぶことが少なくありません。

一方、自然環境や景観に配慮し、さらにそれを保全・再生していくことの効果は、地域住民はもとより、広く一般国民が享受するものですが、農林漁業者にとっては、そのために事業のコストが増加し、維持管理の労力が増大することになります。これまでの公共事業では、その負担は各地区の農林漁業者が担うことになっています。

複雑な利害関係の下、多様な価値観を持つ人々が混住する現在においては、事業の構想段階から関

係する人々が参加でき、また、多様な人々が話し合える場を設ける必要があります。また、自分たちでできることは自分たちで行うとの考えの下、「環境公共」を契機として地域力を再生するためのシステムも必要です。

そこで、構想段階、すなわち農林漁業者の発意の段階で、地域住民などの関係者に事業の目的やその概要を伝えて、事業への参加を呼びかけます。それに応じた関係者を構成員として、地区ごとを基本に、既存組織も有効に活用しながら協議会を設立して、事業構想の検討などを行います。関係者として想定されるのは、地域住民、農協などの関係団体、地域で活動するNPOや専門家、市町村や県といった行政機関など、実施しようとする事業に関係し、責任を有し、又はそれに参加しようとする者です。

この協議会は、「環境公共」を契機として、協働によって地域力の再生を図る「新たな結い」としての役割を果たし、構想から日常の維持管理に至る各段階で参加、協議、連絡調整などを行う協同体です。

## 第2節 構想段階

### 1 構想段階の実施手順

構想段階では、事業の受益者や関係団体などの発意者を含めた発起人が、事業の目的や概要などを話し合い、直接や公募による呼びかけに応じた地域住民などの参加を得て、「協議会」を設立します。

「協議会」では、「環境公共」を実施する地区的将来像を描き、そのために必要な条件整備の内容とそれぞれの役割分担などを定めた「事業構想」を策定します。

### 2 構想段階の実施内容

#### (1)事業の発意

##### ア 農林漁業者の発意・合意形成

- 農林漁業者は、農林水産業を行う上で生産基盤や生活環境に係る課題を解決するため、必要な事業の実施を発意します。
- 発意者としての農林漁業者(以下「発意者」という。)は、他の農林漁業者に呼びかけ、事業の実施に向けた合意の形成を図ります。

##### イ 行政への相談

- 発意者は、行政機関(市町村、県)へ事業の実施等の相談を行います。
- 「環境公共」の手法を導入する初期の段階では、実施手法等が浸透しておらず、その進め方を含めた発意者に対する誘導が必要であり、そのためにも行政のサポートが必要となります。
- 行政は、発意者と連携し、要望の内容や各種条件を検討して該当する事業を概定し、事業概要等を整理します。

#### (2)協議会設立の準備

##### ア 発起人の決定

- 発意者は、行政機関と相談の上、協議会の設立準備会のメンバーとなり得る発起人を選定します。
- 発起人は、協議会の中心となるメンバーであり、発意者のほか、想定される協議会構成員の中の地域住民や関係団体等から選定します。

##### イ 設立準備会の設置

- 発起人は、協議会の設立に向けて、設立準備会を設置します。
- 設立準備会は、行政の支援を得て、協議会構成員予定者(呼びかけ対象者)の選定、関係者への呼びかけ案の作成、協議会の設立に必要な協議会規約等の資料作成等の準備を行います。

#### (3)呼びかけ

- 設立準備会は、地域住民などの関係者に対して、事業の目的やその概要等を伝え、協議会への参加を呼びかけます。
- 多様な主体の参加による柔軟で開かれた事業を行うためには、誰に呼びかけるのかが重要となるため、呼びかけの対象は、地区等の状況を勘案して選定します。
- 呼びかけの対象として想定されるのは、地域住民、関係団体、地域で活動するNPOや民間企業及び専門家、行政機関など、実施しようとする事業に関係し、責任を有し、またはそれに参加しようとする者です。
- 設立準備会は、直接の呼びかけのほか、「環境公共」の取組内容に賛同し、協議会の活動に参加の意志がある地域住民も想定されることから、行政の支援を受けてホームページや行政広報誌に掲載する等の方法により、広く呼びかけを行うものとします。
- 呼びかけに使用する資料の内容は、事業目的、事業概要、地域の環境づくりの将来構想、参加条件、位置図等とします。

#### (4) 協議会の設立

##### ア 協議会の構成

- 協議会は、設立準備会及びその呼びかけに応じた関係者並びに行政機関等によって構成されます。
- 協議会の構成員には、事業実施者及び施設管理者を含むものとします。
- 事業実施者は、協議会の構成員として協議会に参加するほか、協議会の各活動に対して支援します。
- 事業実施者は、環境公共調整会議の会員として、協議会での協議内容等の情報を環境公共調整会議に報告します。
- 環境公共調整会議は、協議会の課題に対して、必要に応じて地域環境公共調整アドバイザーなど専門家による助言、指導や調整等の支援を行います。
- 協議会が活動を行うに当たっては、必要に応じて「環境公共コンシェルジュ」や「環境公共プロフェッショナル」を活用します。

##### イ 協議会の位置付け

- 協議会は、「環境公共」を契機とし、協働によって地域力の再生を図る「新たな結い」としての役割を果たすものであることから、構想段階だけではなく、計画、実施、日常の維持管理の各段階で参加、協議、連絡調整などを行ながら「環境公共」を進める協同体となるものです。

##### ウ 協議会の設立

- 協議会は、「環境公共」を実施する地区ごとを基本に設立します。

#### ポイント

##### 《協議会の形態》

- 協議会は、地区の事情や事業内容等によって、次のような形態も考えられます。

- ・複数の事業が実施されているが関係者が同一である場合、合同で一つの協議会を設立
- ・総合整備事業や漁港漁場整備事業など事業実施地区が広範囲にわたる場合、施設(路線)や漁港等の単位で協議会を設立

##### 《若い世代の確保》

- 構成員の高齢化を要因とした協議会活動の継続に対する不安を解消するため、若い世代が参加できる環境を整えることが必要です。その1つの方法として、子供たちとその親が参加する生き物調査を行うことなどが有効です。

- 協議会を設立する際は、活動体制が確立されている既存組織を有効に活用します。
- 協議会の設立会においては、協議会規約の承認、会長等の役員選任を行うとともに、長期（構想段階から維持管理段階まで）及び年間の活動計画等を検討します。

#### (5)事業構想の検討

- 協議会は、協議会に参加する多様な主体の意見を集約して「環境公共」を実施する地区の将来像を描き、そのために必要な条件整備の内容とそれぞれの役割分担などを定めた「事業構想」を策定します。
- 事業構想の位置付け、具体的な内容は「3事業構想」のとおりです。

### 3 事業構想

#### (1)位置付け

##### ア 目的

- 事業構想は、「環境公共」を実施する上で協議会の構成員が共有すべき基本的事項を定めるものです。

##### イ 位置付け

- 協議会では、事業構想の策定に当たって、地区の歴史的な背景や課題、地区の将来像、それに伴う事業の概要、条件整備、それを担う各構成員の役割等を定めます。
- 事業構想は、多様な意見を集約して協議会が策定します。
- 事業構想の策定に当たっては、必要に応じて環境公共調整会議の指導・助言を受けることができます。

#### (2)事業構想の内容

##### ア 地区の歴史的な背景等

- 事業実施地区の自然条件・社会条件の概要、事業実施に至る経緯や地区の歴史的背景等について整理します。

##### イ 地区の課題

- アを踏まえ、地区における課題を整理し、その課題の解決の方向性を見い出します。

##### ウ 事業実施の構想

- 地区の課題やその歴史的背景等から、解決策としての事業実施の構想を整理します。
- 事業の実施に当たっての基本的な考え方を明らかにします。

##### エ 地区の将来像(目標)

- 地区の将来像(目標)は、地区の課題やその歴史的背景等を踏まえて、地区の多様な意見を集約して取りまとめます。
- 具体的には、「目指すべき姿(イメージ)」や「地区全体で達成したい目標」等地域の人がイメージしやすい表現を用いることが必要です。
- 地区の将来像(目標)は、長期的な夢のある表現・内容とすることも必要です。
- なお、地域住民の多様な意見の集約のため、ワークショップ等を実施することが有効です。  
(詳しくは、「4 住民参加、合意形成手法」を参照してください。)

##### オ 必要な条件整備の内容

- 目標を達成するために整備する必要がある条件と、どんな手法で取り組むのかを整理します。
- 条件整備の対象区域、範囲を設定します。

##### カ 役割分担

- 自分たちでできることは自分たちで行うとの考えの下、協議会に参加している構成員や地域住民、行政等が、事業の実施や維持管理等にどのように関わり、どのような役割を担うのかを

整理します。

#### 4 住民参加、合意形成手法

通常の協議会は地区の関係者全員が参加して意見を出し合うものとなっていないため、協議会における住民参加、合意形成の手法として、地域住民のより多様な意見を集約するためには、地区の状況を勘案してその手法を検討する必要があります。

協議会における合意形成の手法としては、協議会での会議形式によるもののほか、次のとおりワークショップ等種々の方法が考えられます。

##### (1)ワークショップ

ワークショップとは、地域の現状把握からはじまり、地域の問題点や課題を整理・分析し、計画の方向性の提言や計画案・設計案づくりなどを行うのに適した手法で、住民参画の方法として一般的に使われています。

住民がそれぞれの立場で意見を出し合う場合でも、時間を無駄なく使って、平等かつ合理的に意見をまとめることができる方法であり、将来像や方向性といった夢を語る部分から具体的な計画内容や設計提案してもらうことも可能です。

具体的には、カードを使ったグループディスカッションや実際に図面に絵を描き込んでいく方法など、参加人数や目的に応じて様々な進め方があり、また、これらを組み合わせて数回にわたって集まり、プランをまとめていく場合もあります。

ただ聞いて意見を述べるだけの会議と違って、実際に参加者が手や身体や頭を使って作業を行うため、誰もが建設的な意見を出しやすいように工夫されています。

##### ポイント

###### 《話し合いのルール》

- ワークショップにおける話し合いでは、次のようなことに配慮して参加することが大切です。
  - ・相手の話を最後まで聞く（さえぎらない）。
  - ・相手の意見を否定せず、自分と違う意見も尊重する。
  - ・自由な発想で発言する。

###### 《ワークショップ運営のポイント》

- ワークショップを円滑に運営するためのポイントを幾つか列記します。
  - ・ワークショップのプロセスを大別すると「準備」、「実践」、「取りまとめ」の3段階に分けられます。このうち慎重かつスピーディに対応したいのが「準備」の段階です。「段取り八分」という言葉に象徴されるように、ワークショップにおいても日程決めや参加者への通知、機材準備や役割分担など、事前の情報収集と周到な準備が重要となります。
  - ・ワークショップの実践では、作業テーマや作業内容、準備する備品、集約された意見などに意識が集中しがちですが、忘れてはいけないのが「時間管理」です。ワークショップの参加案内や、当日の導入部分では必ずスケジュールを明記し、それを厳守するようにしましょう。
  - ・工期が短いからといってワークショップの回数や時間を軽んじると、問題の掘り下げが不十分となり、策定される事業構想等の内容も不十分なものになるおそれがあります。このような場合には、例えば、問題の発見→問題の分析→解決方法の検討→対応方針の策定といったように、段階的に議論する方法を考えましょう。
  - ・参加者からの意見や議論を促すためにも、まずは進行役の人から、例えば、「この集落の世帯数はどのくらいですか」とか「この集落の子供たちはどこの小学校に通っていますか」といった簡単な質問などを投げかけて「きっかけ」をつくることが大切です。

## (2)アンケート

アンケートの際に、事業目的等を周知することにより、広報的な機能を持たせられます。

自分の都合の良い時間や場所で回答できるため、回答者の負担感を軽減できる等の特徴があります。

## (3)説明会

説明会は、住民に対し考え方を説明し、住民の意見を聴取したり、議論したりすることができます。

説明会は、全住民を対象にする、あるいは、地権者などの利害関係者や特定地域の住民を対象にするなど目的によって収集範囲を決めることが可能であり、一同に関係者に説明ができ、かつ、関係者から意見を聴取することができます。

また、関係者である出席者は、説明を受け、意見を述べるだけで良いため、参加しやすい方法です。

## (4)勉強会

限られたテーマについて検討する場合に、有効かつ必要な方式であり、住民、行政のほか、企業、大学など異なる立場の人が課題を共有し、学習や議論を深めていく方法です。

限られた人数で学習や議論を深め、意見をまとめていくことができるため、互いの立場を認めるプロセスを通じて、ネットワークや信頼関係が醸成されます。

## (5)作文やアイディア募集

テーマを決めて、住民から意見、作文、アイディアなどを募集するもので、募集方法は、学校、各種団体等に呼びかける方法もあります。

作文の場合は、具体的な意見や考えを読みとることができ、イラストやアイディアの場合は、印象深い優れた作品や思いがけないアイディアを発掘することができます。

イラストの場合は、計画書やパンフレット等に作品を掲載することによって、住民の関心が高まり、住民の参加を促すことにも役立ちます。

### **ポイント**

#### 《地域の現状と課題の共有》

■農林漁業者や地域住民、企業など多様な主体が参加する協議会においては、その参加者が協働で作業を実施することによって、地域環境等の現状と課題が共有されます。

#### 《参加者のメリットの検討》

■協議会活動を継続していくためには、構成員が各々の立場からメリットを見出すことが重要であり、その場合、専門的な知識を提供できる有識者を検討の場において活用することが有効です。

## 第3節 計画段階

### 1 計画段階の実施手順

事業実施者は、協議会の参加の下、「環境に係る調査」を実施します。

また、協議会へ「環境に係る調査」の結果を報告し、協議しながら地区の目標や維持管理計画などを定める「環境公共推進計画」を策定します。

### 2 計画段階の実施内容

#### (1)環境に係る調査

ア 協議会への参加依頼

- 事業実施者は、調査方針がまとまり、具体的な調査項目、調査方法、調査日時等が決定した場合に、具体的な参加方法(作業内容、準備するもの、子供や高齢者等)を明示して、協議会へ環境に係る調査への参加を依頼します。

イ 協議会での参加方法等協議

- 協議会では、調査への同行見学、採捕等調査、ワークショップ等調査の手法や参加形態等により、参加対象者、参加方法等を協議します。

ウ 調査の実施

- 事業実施者は、協議会の参加を得て環境に係る調査を行います。
- 調査の位置付け、具体的な内容は「3 環境に係る調査」のとおりです。

エ 協議会への調査結果の報告

- 事業実施者は、環境に係る調査(部分的なものを含む)を実施した都度、その結果を取りまとめ、協議会へ報告します。
- 事業実施者は、調査結果を環境公共推進計画に反映するように検討します。

(2)環境公共推進計画

ア 計画案の作成

- 事業実施者は、地区の事業構想や環境に係る調査の結果を受けて、地区の目標や維持管理計画などを定める環境公共推進計画(案)を作成します。

イ 協議会への協議

- 事業実施者は、環境公共推進計画(案)を作成した場合に、その内容を協議会へ協議します。
- 協議は、環境に係る調査や協議会の検討スケジュール等に合わせて、部分的に検討するなど適宜行います。

ウ 協議会での検討

- 協議会は、地区の事業構想や環境に係る調査の結果から、地区の目標や維持管理計画などを定める環境公共推進計画(案)について、検討します。

エ 協議会からの報告

- 協議会での検討内容について取りまとめ、協議会構成員である環境公共調整会議会員が協議会の意見として環境公共調整会議へ報告します。

オ 計画の策定

- 事業実施者は、協議会の意見を十分に尊重して環境公共推進計画を策定し、協議会及び環境公共調整会議へ報告します。
- 計画の位置付け、具体的な内容は「4 環境公共推進計画」のとおりです。

(3)事業化(法)手続き

ア 事業計画等の作成

- 事業実施者は、従来の手続きに則り事業計画等を作成します。

イ 環境公共推進計画の反映

- 事業実施者は、事業計画等を作成する場合には、協議会での検討内容・意見を踏まえ、環境公共推進計画の内容を反映するように努めます。

ウ 環境公共調整会議での確認

- 事業実施者は、事業化(法)手続きにおける事業計画等を決定する場合には、事前に、環境公共調整会議に事業計画等を提出し、環境公共推進計画が反映されていることの確認を受けます。

エ 協議会への報告

- 事業実施者は、上記の環境公共調整会議による確認結果を協議会に報告します。

### 3 環境に係る調査

#### (1) 位置付け

##### ア 目的

- 環境に係る調査は、事業構想を具体化するための環境公共推進計画を策定する上で必要な社会的、科学的な基礎データの収集・整理を行うためのものです。

##### イ 位置付け

- 環境に係る調査は、環境保全対策、維持管理計画及びモニタリング計画などを定める環境公共推進計画を策定する上での基礎となるものです。
- 事業実施者が協議会の参加を得て実施し、その結果は協議会へ報告されます。
- 環境に係る調査の実施に当たっては、必要に応じて環境公共調整会議の指導・助言を受けることができます。
- 調査内容、実施手法等については、地区の特性や事業の内容に応じて適切に定めるものとします。

#### (2) 調査の内容

##### ア 予備調査

- 効率的な調査を行うため、地域住民からの聞き取り、文献等資料、現地踏査による予備調査を行い、地域の特性とともに調査の概要や方向性を把握します。
- 聞き取り調査は、地元農林漁業者、施設管理者、大学教員等の有識者、自然観察指導員や野鳥の会等自然保護関係者、理科教員や子供会等教育関係者、地域生活に詳しい高齢者等から抽出して対象とし、調査項目やその関連資料・情報等について行います。
- 文献等資料では、既存の調査結果報告書や、環境配慮の基本方針をまとめた農村環境計画、田園環境整備マスタープラン、水産環境整備マスタープランなどの行政関係資料等のほか、地域の研究者や自然観察グループ等の資料の存在も想定されるため、関係者の協力を得ながら収集し、地域環境の状況を把握します。

#### ポイント

##### 《調査に有効な文献・資料の例》

■上記のほか、国土交通省が実施している「河川水辺の国勢調査」、農林水産省と環境省が実施した「田んぼの生き物調査結果」、県や環境省が取りまとめた「レッドデータブック」、各市町村で編集した「市町村誌(史)」などがあります。

- 必要に応じて現地踏査等を行い、事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況、主要な生物の生息・生育環境等や景観等について把握します。

##### イ 調査方針

- 予備調査を受けて、調査対象、調査項目、調査方法等からなる調査方針を定めます。
- 調査内容としては、地域の農林水産業の現状、地区に生息・生育する生物、保全すべき景観、地区の歴史的な背景などの基礎データの収集、事業実施中の検証(モニタリング等)及び完了後のモニタリングのための基礎資料の収集や整理を行います。
- 調査方針では、地域環境の特性、地域の目標となり得る対象、環境保全対策及び事業中や事業完了後のモニタリング等を想定し、以下の項目について基本的な考え方を位置付けます。
  - ① 地域の生態系において注目すべき生物の選定
  - ② 重要な環境要素(生息・生育環境の特性、ネットワーク構造、保全すべき景観等)の抽出

- ③事業の実施がこれらに及ぼす影響の内容・程度の検討などの環境情報を把握するために必要な調査項目、調査方法(調査範囲、調査手法、調査時期及び頻度)

#### ウ 調査の実施

- 地域の農林水産業の現状や歴史的な背景については、聞き取り調査の他、行政資料や文献、専門家の指導を得ながら資料収集や整理を行います。
- 環境部分の調査は、対象区域及びその周辺において次の手順で行います。
  - ① 注目すべき生物の生息・生育状況調査(分布、移動性、定着性等)
  - ② ①と主要な生息・生育環境との関連状況の把握
  - ③ 調査区域における生態系の特性把握
  - ④ 景観の状況調査
  - ⑤ 維持管理や営農等人為的擾乱と生態系との関わりの整理
  - ⑥ 事業の実施が及ぼす環境影響の内容、程度等調査
- 調査内容によっては、専門家の指導・助言を踏まえて実施するなど必要な水準を確保することが必要です。
- 効率的かつ効果的に調査を進めるため、地域の生態系の指標となる生物(上位性、典型性、特殊性、希少性)、事業の実施により生息・生育環境が大きく影響を受ける生物、地域において馴染みがある生物などの観点から、注目すべき生物と重要となる環境、保全すべき景観等をいくつか抽出し、ポイントを絞った精度の高い調査を実施します。

### 4 環境公共推進計画

#### (1)位置付け

##### ア 目的

- 環境公共推進計画は、事業構想を具体化するために策定するものであり、事業を実施する上で基礎となるものです。

##### イ 位置付け

- 環境公共推進計画は、環境に係る調査に基づいて、地域の目指す将来の地域環境の姿としての目標や、その目標を達成するための対策・方策、事業実施中の検証(モニタリング等)及び完了後の維持管理やモニタリングなどに係る計画です。
- 事業実施者が環境に係る調査の結果を受けて作成し、協議会と協議の上策定します。
- 環境公共推進計画の策定に当たっては、必要に応じて環境公共調整会議の指導・助言を受けることができます。

#### (2)環境公共推進計画の内容

##### ア 目標(地域が目指す将来の地域環境の姿)

- 目標設定の考え方としては、身近で親しみやすいもの、分かりやすいもの、過大な負担が生じないもの、実現可能なものの、専門家の意見を踏まえた具体的なもの等に留意します。
- 目標設定の手順としては、以下のとおりです。
  - ① 構想段階及び環境に係る調査結果を受けて、地域環境に関する勉強会やワークショップ等による情報の共有を通じて問題意識の醸成を図ります。
  - ② 地域住民の意見を把握した上で協議会の意向を把握します。
  - ③ 有識者の指導・助言を踏まえ、その実現性を検討し、概定した目標を協議会へフィードバックして、さらに意見を出し合い、協議会としての合意形成を図ります。
- 地域の関係者が共通の目標に沿って環境保全活動を行うためには、地域として目指す将来の地域環境の姿を明らかにするスローガン的な目標が必要ですが、必ずしも特定の生物や景観等

を設定する必要はありません。具体的に例を挙げれば、「ホタルの棲める環境の保全」、「子供たちが魚釣りをすることができる水路」、「ため池周辺の自然環境の保全・再生」等となります。

#### イ 保全対象の設定

- 環境に係る調査結果から得られた注目すべき保全対象生物や景観等の中から、地域の環境の指標となり、モニタリングの対象ともなり得るものを見定します。
- 設定に当たっては、有識者の指導・助言を受けつつ、生物・生態学的な観点、事業実施の影響、農林水産業との関わり、農林漁業者を含む地域住民の意向、維持管理の実現性等から総合的に検討の上設定します。
- 保全対象の現在及び過去の保全状況から、将来的に保全状況の持続性があるかどうかを十分に検討します。
- 生態系保全にあっては、希少種だけでなく、地域の生態系保全に必要な特徴的又は代表的な種についても検討します。

#### ウ エリアの設定

- 保全対象生物や景観等が依存している環境の特性に応じて、環境保全エリア、環境再生エリア、環境配慮エリア、景観保全エリア、回避エリア等を設定します。
- 生態系に関する重要な環境や保全すべき景観が明らかになった場合には、回避エリアとして設定する等現況を保全することも検討します。
- 生態系等に関するエリアの設定に当たっては、環境構成要素のネットワークとしての連続性等を十分考慮します。

#### エ 環境保全対策

- 設定したエリアごとに、事業実施による環境への影響を踏まえ、専門家の指導・助言を得て具体的な対策を検討します。
- 生態系の保全については、生物の相互関係、異なる環境からの生物の移動等が及ぼす影響等を慎重に検討します。
- 保全対象生物については、その生活史に適応する条件を確保する対策を具体的に検討します。
- 景観保全については、事業による景観への影響を想定し、その保全・配慮対策を検討します。

#### ポイント

##### 《ミティゲーション(環境配慮)5原則》

- 環境保全対策を選定する場合には、ミティゲーション5原則により実施することを基本とします。

項目	内 容	具 体 例
回 避	行為の全体又は一部を実行しないことにより、影響を回避すること	[湧水地の保全] 湧水など環境条件がよく、繁殖も行われているような生態系拠点は、現況のまま保全
低 減 最 小 化	行為の実施の程度又は規模を制限することにより、影響を最小とすること	[生態系に配慮した水路] 水辺の生物が生息可能な自然石及び自然木を利用した護岸とし、影響を最小化

低減	修 正	影響を受けた環境そのものを修復、復興又は回復することにより、影響を修正すること	[魚道の設置] 落差工により水路のネットワークが分断されている状況を魚道の設置により修正
	影響の軽減／消失	行為期間中、環境を保護及び維持することにより、時間を経て生じる影響を軽減または除去すること	[一時的移動] 環境の保全が困難な場合、一時的に生物を捕獲・移動し、影響を軽減
	代 債	代償の資源又は環境を置換又は供給することにより、影響を代償すること	[代償施設の設置] 多様な生物が生息する湿地等を工事区域外に設置し、同じ環境を確保

■ミティゲーション5原則の適用に当たっては、事業実施による環境への影響を考慮し、まず「回避」の検討を行い、それが困難な場合は「低減」（「最小化」、「修正」、「影響の軽減／消失」）の検討を行います。“低減”についても困難であり、事業の実施が環境に大きく影響を与えるを得ない場合は「代償」の検討を行います。

#### オ 維持管理計画

- 維持管理計画では、将来的な維持管理体制、手法、費用負担、役割分担やその方法等について明らかにします。
- 具体的な維持管理内容については、施設機能の持続的な発揮を基本とし、保全対象生物の生息・生育環境や良好な景観の保全等に留意します。
- 維持管理体制については、農林漁業者を含む地域住民等の積極的な参加を促す等、地域の多様な主体の参加による維持管理労力の軽減の検討を行います。

#### カ モニタリング計画

- モニタリング計画は、事業実施に伴う環境の変化や環境保全対策の効果を確認するとともに、検証を行うために、事業実施中及び完了後にモニタリングを継続して実施するためのものです。
- 事業実施前後の比較により環境の変化や環境保全対策の効果を検証、確認することになるため、モニタリングの目的、対象、地点、時期、評価基準、評価方法等のモニタリングの方法やその体制等についての計画を策定します。
- モニタリングの対象は、環観に係る調査の結果から得られた注目すべき保全対象生物や景観等の中から、地域の環境の指標となり、地域の環境の変化を代表する評価対象を設定します。
- 日常の維持管理段階におけるモニタリングについては、継続して行われることから、その手法や評価方法等を検討し、係る経費、労力が関係者の耐え得る程度の負担となるように配慮します。評価基準としては、定量的なものだけでなく、定性的なものや簡易な目視での確認等も考えられます。例えば、「水路にコイが生息していること」という評価基準とした場合の確認方法としては、協議会構成員や地域住民等の「最近〇〇でコイが泳いでいるのを見た」という経験談をもって行うということも考えられます。

#### キ その他

- 環境公共推進計画の参考資料として、計画段階における環境保全対策検討の基礎資料（農村環境計画や田園環境整備マスターPLAN、概査、精査の結果等）、環境保全目標、保全対象生物、環境保全対策等の検討過程における検討資料（図面含む）、有識者の指導・助言の内容、関係者との合意形成の内容、過程、思想等を整理・保存しておきます。

- 環境公共推進計画は、実施段階や日常の維持管理段階において、現場状況等に応じて適宜見直しを行い、内容の充実を図ります。

## 第4節 実施段階

### 1 実施段階の実施手順

事業実施者は、環境公共推進計画に基づき設計を行い、工事を実施します。

また、事業実施者は、協議会の参加の下、協議会と連絡調整を図りながら環境公共推進計画に基づく検証(モニタリング等)を行い、必要に応じて設計・施工を見直すなどの順応的管理を実施します。

### 2 実施段階の実施内容

#### (1) 順応的管理

- 事業実施者は、協議会と連絡調整をしながら、事業実施の過程でモニタリング等を行い、環境等への思わぬ悪影響が認められた場合などに、その結果に合わせた見直しを行い当初の目的を達成するといった柔軟な対応を行う「順応的管理」を実施します。
- 順応的管理の実施に当たっては、必要に応じて環境公共調整会議の指導・助言を受けることができます。

#### (2) モニタリング計画

- 環境公共推進計画の中のモニタリング計画では、その目的、対象、時期等のモニタリングの方法や体制等のほか、モニタリング結果の評価方法等を定めています。
- このため、モニタリングの実施やその評価の結果、モニタリング計画の見直しが必要となる場合も想定されます。

#### (3) 設 計

- 事業実施者は、従来の実施手続きによる事業計画に加えて、環境公共推進計画に基づき、環境保全対策のみでなく、維持管理計画やモニタリング計画を考慮した設計を行います。
- 事業実施者は、検証(モニタリング等)の結果、設計の見直しが必要となった場合には、見直しの対策に合わせた設計に変更します。

#### (4) 施 工

- 事業実施者は、設計及び施工計画に基づいて施工します。モニタリング計画以外にも順応的管理を前提とした工事監督を行い、早期の効果発現に努めます。
- 事業実施者は、検証(モニタリング等)の結果、施工方法等の見直しが必要となった場合は、見直しの対策に合わせた施工方法等に変更します。

#### (5) 検証(モニタリング等)

##### ア モニタリングの実施

- 検証(モニタリング等)は、環境公共推進計画に基づいた設計や施工方法により、環境への影響が無いかを確認するために行うものです。
- 事業実施者は、モニタリング計画に基づき、工事の施工中や施工後に、協議会の参加を得てモニタリングを実施します。また、モニタリングの結果を協議会に報告します。
- 検証(モニタリング等)の実施に当たっては、必要に応じて環境公共調整会議の指導・助言を受けることができます。

##### イ 結果の評価

- 事業実施者は、モニタリングの結果を受け、モニタリング計画に基づいた評価を行います。

##### ウ 原因の究明又は推測

- 事業実施者は、評価の結果、問題がある場合には、専門家の指導・助言を得ながらその原因の究明又は推測を行い、対策を検討する基礎資料とします。

## エ 対策の検討

- 事業実施者は、原因の究明又は推測の結果が得られた後、その対策を検討します。
- 対策の検討については、専門家の指導・助言を得ながら行い、決定後に協議会へ説明を行います。
- 対策の内容により、施工方法の見直し、設計の見直し、モニタリング計画の見直しなどの措置をとります。

### (6)次段階・次工区へ

- 事業実施者は、モニタリング及びその評価の結果、特に問題の無い場合は、それらの結果を整理、保存します。
- 事業実施者は、日常の維持管理段階に移行する前に、実施段階における検証結果等を踏まえ、日常の維持管理段階におけるモニタリング計画の内容を再度検討します。

## 第5節 日常の維持管理段階

### 1 日常の維持管理段階の実施手順

協議会は、維持管理や環境の変化などについてのモニタリング(以下「維持管理等」という。)を実施します。

その際、施設管理者と協議会の間で、参加・報告という協働が重要であり、具体的には、施設管理者が、協議会の構成員の立場で主体的に維持管理等を行うことを基本にしつつ、協議会の他の構成員が維持管理等の予め定めた役割分担のもとに参加し、その結果を協議会に報告します。

また、維持管理等は、協議会での合意形成により、関係者が長期間の継続に耐え得る範囲の負担となるよう配慮します。

なお、事業実施に伴う造成施設の予定管理者等については、従来どおり、関係法律、事業実施要綱・要領などの定めるところによるものとします。

### 2 日常の維持管理段階の実施内容

#### (1)維持管理の実施

- 施設管理者は、環境公共推進計画に定める維持管理計画に基づいて維持管理を行います。

#### (2)モニタリングの実施

- モニタリングは、順応的管理により造成された施設を維持管理計画に基づき、維持管理しながら供用する中で、モニタリング計画に基づき環境変化や環境保全対策の効果などの確認を行うものです。
- 施設管理者は、環境公共推進計画に定めるモニタリング計画に基づいて、協議会の参加を得てモニタリングを実施し、結果を協議会へ報告します。
- モニタリングの実施に当たっては、必要に応じて環境公共調整会議の指導・助言を受けることができます。

#### (3)新たな課題に対応

##### ア モニタリング結果に異常が認められる場合

- モニタリング結果が評価基準外となった場合、定性的な評価基準での判断が難しい場合、何からしら通常に対し違和感や不安を覚える場合などにおいては、その事象を明らかにすることが必要であり、その旨協議会に報告します。
- 協議会は、モニタリング結果について、協議会での評価、対策の検討が可能かどうか判断します。協議会での対応が不可能な場合は、その内容を環境公共調整会議に報告し、環境公共調整会議での専門家等による判断・対応を求めます。

##### イ 具体的な対応

- 協議会または環境公共調整会議は、維持管理計画やモニタリング計画の変更により、経過観察する場合や対策をする場合は該当する計画を変更して対応します。
- その他の対応が必要な場合は、新たな課題としてその対応方針を検討の上、協議会や施設管理者と協議し、その対応を決定します。

## 第3章 実施目標

### 1 実施目標の設定に当たっての考え方

「環境公共」の着実な定着を図るため、当面の目標として、平成26年度から平成30年度までの5年間の新規着手地区の「実施目標」を設定し、これに基づき県内の定着度合を確認・評価します。

「実施目標」では、「環境公共」の本質的な取組方向である「3つの方向性」ごとに定量化可能な目標値を設定します。

なお、各地区においては、「実施目標」とは別に、必要に応じて、目標に対する達成度や地域住民の満足度を把握するための調査などを行うことが望ましいと考えます。

### 2 実施目標

#### (1) 地域力の再生

地域力の再生を図る取組の定着度合を計ることは難しいですが、県全体での取組状況の指標として協議会の設立等を行った地区数を用いることとします。

目標値は、平成21年度から平成25年度までの実施目標と同様に、対象地区の80%以上に設定します。

#### 実施目標

平成26年度以降5年間の新規着手地区において、協議会の設立等を行った地区数の割合を80%以上とします。

#### (2) 農・林・水の連携

農・林・水の連携としては、間伐材やホタテ貝殻の活用などの「未利用資源の活用」、得意技術の転用・伝達などの「技術連携」、農道と林道の共用などの「機能連携」、農業者や漁業者による森づくりなどの「人的連携」等があります。

農・林・水の連携の指標は、上記のうち、いずれかに該当する取組を実施する地区数とします。

目標値は、平成21年度から平成25年度までの5年間の取組実績などを踏まえてアップすることとし、対象地区の50%以上に設定します。

#### 実施目標

平成26年度以降5年間の新規着手地区において、農・林・水の連携に取り組んだ地区数の割合を50%以上とします。

#### (3) 環境の保全・再生

環境の保全・再生には、郷土樹種や在来種を活用した「地域固有種などの利用」、木材や石などの「自然素材の利用」、間伐や生態系ネットワークの構築、藻場再生などの「生物多様性の回復」、地域用水や景観保全などの「多面的機能の発揮」、「地域住民などが自ら行う生き物調査・検証」等があります。

環境の保全・再生の指標は、上記のうち、いずれかに該当する取組を実施する地区数とします。

目標値は、平成21年度から平成25年度までの5年間の取組実績などを踏まえてアップすることとし、対象地区の90%以上に設定します。

#### 実施目標

平成26年度以降5年間の新規着手地区において、環境の保全・再生に取り組んだ地区数の割合を90%以上とします。

■平成25年度「環境公共」取組地区数(平成21以降新規 積上実績)【アクションプランBD】

○:前年度までに取組済 ●:当年度新たに取組

施工年度	担当課	№	事業名	地区名	県民局	工期	取組方針(3つの方向性)				備考
							地域力の再生	農林水の連携	環境の保全再生	いずれかに該当	
H22	農整	23	ため池	山城	東青	H22-24	○	○	○	○	H21. 7. 17協議会設立
	農整	24	震災対策	七崎	三八	H22-26	○	○	○	○	H22. 10. 13協議会設立
	農整	25	地すべり	駒木	中南	H22-26	○	○	○	○	H24. 2. 27協議会設立
	農整	26	河川応急	川守田	三八	H22-24		○	○	○	
	農整	27	河川応急	相野山	西北	H22-24	○	○	○	○	H22. 12. 22協議会設立
	農整	28	水質保全	堤川1期	東青	H22-27	○	○	○	○	H20. 7. 29協議会設立 (既存組織の活用)
	農整	29	特定管水路	赤畠	三八	H22-25			○	○	
	林政	30	林道	黒崎大間越線	西北	H22-31	○		○	○	H22. 12. 20協議会設立
	林政	31	林道	妙返沢線	三八	H22-31	○	○	○	○	H22. 11. 12協議会設立
	林政	32	復旧治山	福浦	下北	H22-25			○	○	
	林政	33	予防治山	大曾利	三八	H22					
	林政	34	予防治山	六ツ橋	三八	H22			○	○	
	林政	35	予防治山	堀差	東青	H22					
	林政	36	予防治山	八石工門沢	下北	H22-23			○	○	
	林政	37	山地災害総合減災	葛川	中南	H22-23			○	○	
	林政	38	海岸防災林造成	椎子森	西北	H22			○	○	
	林政	39	海岸防災林造成	神山	西北	H22			○	○	
	林政	40	海岸防災林造成	留元	西北	H22			○	○	
	林政	41	特定流域総合	焼山沢	下北	H22-24			○	○	
	林政	42	奥地保安林保全	箇浦谷地	三八	H22			○	○	
	林政	43	奥地保安林保全	堀差	東青	H22-25	○	○	○	○	H23. 7. 28協議会設立
	林政	44	水源の保全	高野川	下北	H22-26	○	○	○	○	H23. 5. 13協議会設立
	林政	45	保安林改良	吹原屏風山	西北	H22			○	○	
	林政	46	保安林改良	館岡屏風山	西北	H22			○	○	
	林政	47	保安林改良	横沢山	三八	H22			○	○	
	林政	48	保安林改良	田の沢	東青	H22					
	林政	49	保安林改良	彫日	西北	H22-23	○		○	○	H23. 12. 19協議会設立
	漁港	50	水産環境	第2岩崎	西北	H22-26	○	○	○	○	H21. 1. 7協議会設立
	漁港	51	機能強化	東青	東青	H22-26	○	○	○	○	H22. 6. 21協議会設立
	漁港	52	機能強化	三八	三八	H22-23					
	漁港	53	海岸(高潮)	大畠	下北	H22-26	○	○	○	○	H22. 9. 29協議会設立
	計	53					25地区	26地区	49地区	49地区	
H23	農整	1	緊急農地加速	福島徳下	中南	H23-28	○	○	○		H21. 12. 2協議会設立
	農整	2	緊急農地加速	高野	西北	H23-28	○	○	○	○	H22. 8. 24協議会設立
	農整	3	緊急農地加速	原・飯豊	三八	H23-28	○	○	○	○	H21. 11. 24協議会設立
	農整	4	緊急農地加速	地引	三八	H23-28	○	○	○	○	H21. 12. 22協議会設立
	農整	5	経営体育成	福館	中南	H23-28	○	○	○	○	H22. 7協議会設立
	農整	6	煙懸	屏風山(二期)	西北	H23-28	○		○	○	H23. 2. 23協議会設立
	農整	7	里地里山	泉野堰	東青	H23-24	○	○	○	○	H23. 4. 5協議会設立
	農整	8	里地里山	矢沢堰	三八	H23-24	○	○	○	○	H23. 7. 14協議会設立
	農整	9	経営体育成	第二南津軽	中南	H23-27	○		○	○	H23. 4. 19協議会設立 (既存組織の活用)
	農整	10	基幹農道	新郷	三八	H23-27			○	○	
	農整	11	集落基盤	六戸	上北	H23-28	○		○	○	H23. 2. 16協議会設立
	農整	12	ふるさと開道	二股	東青	H23-24	○	○	○	○	H23. 10. 19協議会設立
	農整	13	ため池	新法師	中南	H23-26	○	●	○	○	H22. 11. 5協議会設立
	農整	14	ため池	田山塙	中南	H23-26	○	●	○	○	H23. 3. 21協議会設立
	農整	15	河川応急	津刈1期	中南	H23-28	○	○	○	○	H22. 11. 25協議会設立
	農整	16	海岸堤防老朽化	奥戸	下北	H23-25	○	○	●	○	H24. 7. 4協議会設立
	林政	17	水源森林再生対策	箇浦谷地	三八	H23-26	○	○	○	○	H24. 3. 5協議会設立
	林政	18	復旧治山	西虹貝山	中南	H23-25			○	○	
	林政	19	復旧治山	坂本	中南	H23-25			○	○	
	林政	20	予防治山	早坂	三八	H23			○	○	
	林政	21	予防治山	脇浜	東青	H23			○	○	
	林政	22	予防治山	牛牧	下北	H23-25			○	○	
	林政	23	予防治山	古佐井川目	下北	H23					
	林政	24	予防治山	三ツ目内山	中南	H23-25			○	○	
	林政	25	予防治山	尾上崎	西北	H23-25			○	○	

施工年度	担当課	№	事業名	地区名	県民局	工期	取組方針(3つの方向性)			備考
							地域力の再生	農林水の連携	農業の保全再生に該当	
H23	林政	26	予防治山	上雲母坂	西北	H23-25		○	○	
	林政	27	予防治山	山科	西北	H23		○	○	
	林政	28	予防治山	西野	上北	H23	○	○	○	H23. 8. 31協議会設立
	林政	29	地域防災対策総合治山	大泊	東南	H23-25	○	○	○	H22. 8. 27協議会設立
	林政	30	山地災害総合減災	小金沢	中南	H23-25		○	○	
	林政	31	海岸防災林造成	今須	西北	H23-24		○	○	
	林政	32	水源の里保全	苗代川目	上北	H23-25	○	○	○	H23. 8. 25協議会設立
	林政	33	保安林改良	雉子森	西北	H23-25		○	○	
	林政	34	保安林緊急改良	雉子森石沢	西北	H23		○	○	
	漁港	35	水産環境	赤石風合瀬	西北	H23-29	○	○	○	H24. 2. 20協議会設立
	漁港	36	水産環境	今別	東南 下北	H23-29	○	○	○	H23. 9. 12協議会設立
	漁港	37	機能保全	西北	西北	H23-26	○	○	○	H21. 1. 7協議会設立
	漁港	38	機能保全	東南	東南	H23-28	○	○	○	H23. 9. 12協議会設立
	漁港	39	機能保全	下北	下北	H23-26	○	○	○	
	漁港	40	機能保全	三八	三八	H23-28	○	○	○	
	漁港	41	水産環境	三八	三八	H23-27	○	○	○	H25. 3. 18協議会設立
	漁港	42	水産環境	下北	下北	H23-27	○	○	○	
	漁港	43	機能強化	青森県	三八 下北	H23-27		○	○	
	漁港	44	海岸(老朽化)	砺崎	下北	H23-24		○	○	
	林政	45	奥地保安林保全	板割沢	東南	H23-26		○	○	
	林政	46	奥地保安林保全	潤野沢	下北	H23-25	○	○	○	H24. 5. 16協議会設立
	林政	47	復旧治山	園村	中南	H23-25				
	計	47					25地区	27地区	45地区	
H24	農整	1	基幹ストマネ	生田1号排水路	西北	H24-26	○		○	H24. 3. 28協議会設立
	農整	2	基幹ストマネ	平滝2号排水機場	西北	H24-26	○		○	H20. 7. 25協議会設立 (既存組織の活用)
	農整	3	基幹ストマネ	淋代平搗水機場	上北	H24-26		●	●	
	農整	4	経営体育成	南沢	東南	H24-29	○	○	●	H22. 9. 3協議会設立
	農整	5	経営体育成	大平	東南	H24-29	○	○	●	H23. 12. 21協議会設立
	農整	6	里地里山	牧野	中南	H24	○		○	H24. 2. 27協議会設立
	農整	7	里地里山	大畑川	下北	H24-25	○	○	○	H24. 2. 8協議会設立
	農整	8	里地里山	飯詫川	西北	H24	○	○	○	H24. 7. 12協議会設立 (既存組織の活用)
	農整	9	里地里山	蓼内	上北	H24	○	○	○	H24. 3. 29協議会設立
	農整	10	一般農道	鳥舌内	三八	H24-28	○		○	H21. 12. 16協議会設立
	農整	11	一般農道	南郷	三八	H24-28		○	○	
	農整	12	一般農道	五戸北部	三八	H24-28		○	○	
	農整	13	一般農道	池ノ堂	三八	H24-28		○	○	
	農整	14	一般農道	六戸第2	上北	H24-28		○	○	
	農整	15	一般農道	沖浦	中南	H24-28	○		○	H24. 3. 5協議会設立
	農整	16	一般農道	若宮	西北	H24-28	○		○	H22. 6. 30協議会設立 (既存組織の活用)
	農整	17	基幹農道	相沢	東南	H24-28	○	●	○	H24. 1. 18協議会設立
	農整	18	基幹農道	小栗山	中南	H24-27	○	●	●	H24. 2. 23協議会設立
	農整	19	基幹農道	東部三沢	上北	H24-26		○	○	
	農整	20	ため池	川内	下北	H24-27	○	○	●	H24. 7. 2協議会設立
	農整	21	ため池	樹形堰	西北	H24-25	○	○	○	
	農整	22	震災対策	黒岡	上北	H24-27	○	○	○	H24. 3. 14協議会設立
	農整	23	地すべり	長坂2期	中南	H24-28		●	●	
	農整	24	河川応急	赤川	東南	H24-26	○	●	●	H23. 10. 24協議会設立
	漁港	25	水産生産	尻屋	下北	H24-33	●	○	○	H26. 3協議会設立予定
	漁港	26	機能強化	稻生	東南	H24-25				
	漁港	27	機能強化	桧川	下北	H24-28	○	○	○	
	漁港	28	機能強化	久栗坂	東南	H24-29	○		○	
	漁港	29	機能強化	野牛	下北	H24-27				
	林政	30	水源森林再生対策	松野木	西北	H24-28	○		○	H23. 12. 19協議会設立
	林政	31	復旧治山	矢吹沢	三八	H24-27		○	○	
	林政	32	復旧治山	黒倉沢	中南	H24-28		○	○	
	林政	33	予防治山	自倉石	東南	H24		○	○	

着工年度	担当課	No.	事業名	地区名	県民局	工期	取組方針(3つの方向性)				備考
							地域力の再生	農林水の連携	環境の保全再生	いずれかに該当	
H24	林政	34	治山施設機能強化	石倉	下北	H24-26		○	○		
	林政	35	海岸防災林造成	畠元	西北	H24-25		○	○		
	林政	36	奥地保安林保全	野田	東青	H24		○	○		
	林政	37	保安林改良	若草	西北	H24-25		○	○		
	林政	38	地すべり防止	長後	下北	H24-33		○	○		
	林政	39	予防治山	相ノ窪	上北	H24-25		○	○		
	林政	40	予防治山	山館	上北	H24-25		○	○		
	林政	41	予防治山	上指久保	上北	H24-25		○	○		
	林政	42	海岸防災林造成	向田	上北	H24-27		○	○		
	林政	43	海岸防災林造成	向平	上北	H24-28		○	○		
	林政	44	海岸防災林造成	深沢	上北	H24-32	●	○	○	○	H26.3協議会設立予定
	林政	45	海岸防災林造成	二川目	上北	H24-30	●	○	○	○	H26.3協議会設立予定
	林政	46	海岸防災林造成	三川目	上北	H24-31		○	○		
	林政	47	海岸防災林造成	四川目	上北	H24-30		○	○		
	林政	48	海岸防災林造成	五川目	上北	H24-32		○	○		
	林政	49	海岸防災林造成	淋代	上北	H24-31		○	○		
	林政	50	海岸防災林造成	細谷	上北	H24-32		○	○		
	林政	51	海岸防災林造成	織笠	上北	H24-32		○	○		
	林政	52	海岸防災林造成	塙釜	上北	H24-32		○	○		
	林政	53	海岸防災林造成	砂ヶ森	上北	H24-32		○	○		
	林政	54	保安林緊急改良	六川目	上北	H24-25		○	○		
	畜産	55	畜産担い手	小川原	上北	H24-28	●	●	●	●	H25.5.28協議会設立
	計	55					21地区	19地区	52地区	53地区	
H25	農整	1	基幹ストマネ	川倉	東青	H25-29	●	●	○	○	H25.3.18協議会設立
	農整	2	基幹ストマネ	庄司川上堰幹線用	中南	H25-29	●	●	●	●	H25.3.21協議会設立
	農整	3	基幹ストマネ	天満下頭首工	三八	H25-28	○		●	●	H22.10.20協議会設立
	農整	4	基幹ストマネ	相坂平幹線用水路	上北	H25-30	●	●	●	●	H25.3.11協議会設立
	農整	5	農地整備事業(経)	荒川中部	東青	H25-30	●	●	●	○	H25.3.26協議会設立
	農整	6	農地整備事業(経)	諏訪沢	東青	H25-30	●	●	●	○	H25.3.22協議会設立
	農整	7	農地整備事業(経)	ハツ役	東青	H25-30	●	●	●	○	H25.3.21協議会設立
	農整	8	農地整備事業(経)	黒崎	西北	H25-29	●	●	●	●	H25.12.26協議会設立
	農整	9	農地整備事業(経)	白山	西北	H25-27	●	●	●	●	H25.5.1協議会設立 (既存組織の活用)
	農整	10	農地整備事業(経)	阿部堰	西北	H25-29	●	●	●	●	H25.3.13協議会設立
	農整	11	農地整備事業(経)	勘兵衛放	西北	H25-27	●	●	●	●	H24.7.12協議会設立 (既存組織の活用)
	農整	12	農地整備事業(通)	布引	西北	H25-26		●	●		
	農整	13	農地整備事業(通)	南部町	三八	H25-29		●	●		
	農整	14	農地整備事業(通)	田茂代	三八	H25-29		●	●		
	農整	15	農地整備事業(通)	第2田子	三八	H25-29		●	●		
	農整	16	農地整備事業(通)	津軽北部	西北	H25-28		●	●		
	農整	17	農地整備事業(通)	深南	上北	H25-26		●	●		
	農整	18	中山間	下北北部	下北	H25-31		●	●		
	農整	19	ため池	奥入瀬南岸	上北	H25-30	●	●	●	●	H25.3.1協議会設立
	農整	20	ため池	南川原	上北	H25-26	●	●	●	●	H25.3.11協議会設立
	農整	21	ため池	切田辰ノロ	上北	H25-27	●	●	●	●	H25.3.11協議会設立
	農整	22	河川応急	清川	東青	H25-27					
	農整	23	河川応急	松館	三八	H25-28	●			●	H26.3協議会設立予定
	農整	24	防災ダム	相馬	中南	H25-27		●	●	●	
	農整	25	海岸堤防老朽化	大間越	西北	H25-34	●	●	●	●	H26.1.14協議会設立
	農整	26	農村灾害対策	白沢	中南	H25-28	●	●	●	●	H25.3.28協議会設立
	漁港	27	水産環境	陸奥湾	東青	H25-27	●	●	●	●	H26.3協議会設立予定
	漁港	28	港整備	十三	西北	H25-28					
	林政	29	復旧治山	下比良	三八	H25-29		●	●		
	林政	30	奥地保安林保全	鶴ヶ坂山	東青	H25-27		●	●		
	林政	31	海岸防災林造成	通行道	西北	H25-27		●	●		
	林政	32	海岸防災林造成	磯野	西北	H25-26		●	●		
	畜産	33	畜産担い手	日の本中央	上北	H25-30	●	●	●	●	H25.5.28協議会設立予定
	計	33					19地区	13地区	26地区	31地区	
	計	223					(48.4%) 108地区	(43.9%) 98地区	(91.5%) 204地区	(94.2%) 210地区	

# 弘前市雪対策総合プラン

## 第1章 弘前市雪対策総合プランの方針

### 1-1. 基本方針

市では、平成23・24年度の2年連続の豪雪により、市民生活はもとより、農業や観光等、地元産業に大きな影響を受けました。今後も地球規模の気候変動により、これまでに比べ豪雪頻度が高くなるという見方もあるようです。

一方、社会・経済情勢においては、少子高齢化や高度情報化、個人の価値観やニーズの多様化、自動車利用率の増加など、過去とは違った状況に変化してきています。

このような状況の中で、雪対策は、これまでのような除排雪や消融雪対策では限界があり、市民のアンケート調査でも、雪対策に関する行政への満足度が高くない状況にあります。

市では、平成25年3月に策定した「弘前型スマートシティ構想」の中でも、積雪寒冷地において安心で快適に生活できるよう、「雪の克服」から一步進んだ「雪との共生」を方針の1つとして、雪対策の充実を目指すこととしました。

そのためには、総合的な雪対策が必要であり、除排雪、消融雪の効率化や迅速性などハード面だけでなく、雪対策に利用できる既存施設の活用や雪捨て場として市内の空き地の利用、再生可能エネルギー等の活用や地域住民のコミュニティによる除排雪活動等の実現、また、利雪、親雪による市民と行政の対話を基本にした意識改革などによるソフト面での雪対策に取り組むことにより、最大限の雪対策効果を目指す必要があります。

このようなことから、

### 「安心で快適な活気あふれる 雪との共生を目指したまちづくり」

を基本方針とします。

### 1-2. プラン策定の取り組み

プランの策定にあたっては、これまでの雪対策の現状報告、課題の整理、解決の方向性を抽出するとともに、「ひろさき雪対策市民会議」からの提言や意見交換、「雪対策総合プラン策定委員会」での協議・検討を行いました。

#### (1)「ひろさき雪対策市民会議」

ひろさき雪対策市民会議は、このプランを策定するにあたり、これまでの雪対策に関する課題や要望等の把握と、今後の取組みの方向性等について、広く市民の意見を聴取し、協議を行うために設置しました。

この市民会議は、行政に属する者、雪対策や行政との協働に関わる団体が指名する者、学識経験者や市民公募委員からなり、プラン策定に至るまでに4回にわたって会議を開催しました。会議では、委員から出された質問や提案等をもとに意見交換を重ね、その内容を数多くプランに反映させています。

#### (2)「雪対策総合プラン策定委員会」

雪対策総合プラン策定委員会は、雪に強い街日本一を目指して、雪対策の各分野における従来の手法を見直し、市が一体となって雪問題を解決していくためのプランを策定するとともに、プランをもとに雪対策関連業務の進行管理を行っていくため、庁内検討委員会として設置しました。

委員会は、市長を委員長とし、庁内関係部長9名の計10委員で構成され、プランの各施策概要の方向性や雪対策の課題等について検討し、プランを策定しました。

### 1-3. プランの位置づけと期間

(1) プランの位置づけ  
本プランは、「(仮称)弘前市経営計画」等を上位計画として、市の実効性ある雪対策を推進する総合プランとして位置づけます。

(2) プランの期間  
本プランの期間は、平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

### 1-4. プランの推進

(1) プランの改定  
プランの推進にあたっては、社会・経済情勢、市民のニーズ、上位計画や関連計画等の状況を十分考慮することとし、それらに大きな変化があった場合は、目標や施策などを必要に応じて追加・修正していきます。

(2) プランの進行管理  
プランの着実な推進を図るために、プランの取組概要に掲げた解決(改善)策の実施及び検討状況等を検証していきます。

関係課においては、施策項目ごとに実施計画を作成して事業に取り組むとともに、管理シート等により進捗状況を確認することとします。

また、市民の代表や有識者からの意見聴取、弘前型スマートシティ推進協議会の雪対策部会での意見交換、市民アンケート調査等により、プランの評価・点検を実施していきます。

そして、この雪対策総合プランを実行に移しながら、融雪を中心とした新たな雪処理システムを構築するため、「融雪対策推進基本計画」の策定に取り組んでいきます。

## 第2章 プランの体系

### 2-1. 克雪

#### (1) 道路交通の確保

##### 目標1：冬季道路の管理

近年、豪雪の頻度が多くなり、これまでの対策では冬季道路の市民の安全・安心確保が難しくなってきています。

除排雪における基準の見直しや交差点構造の改善、国や県との連携強化、再生可能エネルギーを活用した道路融雪の採用、間口除雪<sup>※1</sup>問題の解消などを推進し、冬季道路の適正な管理に努めます。

※1　間口除雪…機械除雪により玄関前などの間口に寄せられた雪を除雪すること。

##### <現 状>

市では、冬季の市民生活に支障をきたさないよう、毎年多額の除排雪経費を費やして雪対策を実施しています。

除雪した雪を雪置き場まで運搬する距離が長いこと、市と関係機関との交差点除排雪の連携が十分でないことなどが、除排雪費用の拡大につながっています。